

まちなか（中心市街地）活性化事業委託に係る公募型プロポーザル評価項目

1 趣旨

まちなか（中心市街地）活性化事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づく受託候補者の選定については、次のとおり行うものとする。

2 評価の方法

事務局による客観的評価とまちなか（中心市街地）活性化事業受託候補者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）による主観的評価を合わせ、総合的に評価する。

3 評価項目及び評価点数

次頁のとおり

4 その他

- (1) 審査項目に関する評価基準については、公表しない。
- (2) 選定委員の氏名については、公表しない。
- (3) 参加者が1者となった場合において、各選定委員の評価点の平均が基準点数（90点）に満たないときは、優先交渉権者とししない。
- (4) 総合評価点と同点となった場合は、優先交渉権者及び次位得点者を選定委員会の多数決により決定し、同数の場合は、委員長が決定する。

	評価項目	評価配点	
客観評価		30点	
1	業務運営組織体制	20点	
2	見積金額	10点	
主観評価		120点	
3	まちなか（中心市街地）活性化事業の実施方針について	20点	
4	企画内容について	(1) まちなか（中心市街地）でのにぎわいづくりを促進する拠点施設の活用方法	30点
		(2) まちづくり活動に取り組む市民団体等への活動支援	30点
		(3) 各機関とのネットワークの構築について	30点
		(4) その他まちづくり活動の活性化に向けた効果的な取組について	10点
合 計		150点	